

市会議案第 3 4 号

戦没者遺骨収集推進法の早期成立と具体的な行動を求
める意見書

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日提出

吹田市議会議員 藤木 栄亮

同 泉井 智弘

同 山本 力

戦没者遺骨収集推進法の早期成立と具体的な行動を求める意見書（案）

我が国は、終戦から70年が経過し、国民の英知とたゆまぬ努力により復興し、経済発展を遂げたが、その一方で戦禍の時代を生き抜いた人々の多くは他界し、悲惨な戦禍を経験し記憶する人々は高齢化している。我が国は二度と国民と国土が戦禍の犠牲とならぬよう、平和を尊び、世界恒久平和を実現するために最大限の努力をしなければならない。本市は非核平和都市宣言を行っている地方公共団体として戦争の悲惨さを未来に語り継ぐ必要がある。

先の大戦では300万人超の国民の命が失われ、大阪府においても約12万7,000柱の戦没者や戦災死者の御霊が護国神社や各地の慰霊施設に祭られている。

厚生労働省によれば、海外での戦没者は約240万人にも上り、そのうち約113万柱の遺骨はいまだに収集されておらず、終戦から70年が経過してもなお祖国に帰還できていない。遺骨を待つ遺族も高齢化が進み、今なお帰らない親、夫、兄弟などの家族への思いは募るばかりである。残された我々が次世代へ語り継ぎ、戦没者を慰霊するため、遺骨収集に真剣に取り組まなければならない。

現在、海外戦没者の遺骨収集は国の補助事業として行われているが、国会において本年9月11日、委員会提出法律案として戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案が提出された。同法案では遺骨収集を国の責務として明確に位置付け、今年度から10年間を事業の集中実施期間とし、政府は遺骨収集の基本計画を策定し、情報収集や遺骨収集に取り組まなければならないと定めており、遅々として進まない遺骨収集の迅速化を図る狙いがある。同法案は衆議院においては全会一致で可決されたが、参議院においては日程の都合により継続審査となっている。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、終戦から70年が経過してもなお帰還できていない海外戦没者の遺骨収集を果たし、再び祖国に帰還できるよう、参議院において継続審査となった戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案を早期に成立させ、成立後はその責務を果たすため、具体的に行動するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月 日

吹 田 市 議 会